



熊本県公報

第 1 2 2 4 4 号

平成 25 年 8 月 30 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則… (健康危機管理課)	1
○指定居宅介護支援事業者の指定… (高齢者支援課)	2
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定… (くらしの安全推進課)	2
○熊本都市計画区域区分の変更… (都市計画課)	2
○熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更… (//)	3
○保安林の指定の解除… (森林保全課)	3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見… (商工振興金融課)	3
○土地改良区役員の退任… (農村計画課)	3
○土地改良事業計画… (//)	4
○公共測量の実施… (監理課)	4
○農業振興地域の区域の変更… (農地・農業振興課)	4
○都市計画法による開発行為工事完了公告… (建築課)	4
○都市計画法による開発行為工事完了公告… (//)	5
登 載 依 頼	
○つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止… (天草不知火海区漁業調整委員会)	5
○不知火海における雑魚羽瀬漁業等の保護区域設定… (//)	6
○平成25年度熊本県肝炎対策協議会の開催… (熊本県肝炎対策協議会)	6
○環境影響評価書の作成… (嘉島町)	6

規 則

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 8 号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則(平成 3 年熊本県規則第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 2 3 号エ中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで」に改め、「変更の」を削り、同号カ中「第 1 6 条第 1 項」の次に「(法第 2 4 条の 4 において準用する場合を含む。)」を加え、「廃業等の」を削り、同号トを同号ノとし、同号テ中「措置」の次に「をとるべきこと」を加え、同号テを同号ネとし、同号ツを同号ヌとし、同号チ中「変更の」を削り、同号チを同号ニとし、同号タを同号ナとし、同号ソを同号トとし、同号セ中「措置」の次に「をとるべきこと」を加え、同号セを同号ツとし、その次に次のように加える。

テ 法第 2 5 条第 3 項の規定により措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。
第 1 条第 1 項第 2 3 号スを同号チとし、同号シ中「第 2 4 条第 1 項」の次に「(法第 2 4 条の 4 において準用する場合を含む。)」を加え、同号シを同号セとし、その次に次のように加える。

ソ 法第 2 4 条の 2 の規定による届出を受理すること。
タ 法第 2 4 条の 3 の規定による届出を受理すること。
第 1 条第 1 項第 2 3 号サ中「第 2 3 条第 3 項」の次に「(法第 2 4 条の 4 において準用する場合を含む。)」を、「措置」の次に「をとるべきこと」を加え、同号サを同号ストし、同号コ中「第 2 3 条第 1 項」の次に「(法第 2 4 条の 4 において準用する場合を含む。)」を加え、同号コを同号シとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第22条の6第2項の規定による届出を受理すること。
 サ 法第22条の6第3項の規定により検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。
 第1条第1項第23号に次のように加える。
 ハ 法第35条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により場所を指定すること。
 附 則
 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第786号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
 平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所なぎさ 八代市袋町1番45号いずみビル 1階	株式会社大環	平成25年8月22日

熊本県告示第787号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成25年8月19日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。
 平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	見てはいけない母の痴態（新東宝） 未亡人 満たされた夜（新東宝） 菊池エリ 美乳の喘ぎ（新東宝） 密写！ 緊縛拷問（新東宝） 激濡れモデル ふしだらな下半身（新東宝） 義父と姉妹 桃汁味くらべ（オーピー） あえぎ妻 腋毛の淫臭（新東宝） おねだり狂艶 色情うれい（オーピー） 発情バスガイド おしゃぶり巨乳（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第788号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により熊本都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示する。
 なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法20条第2項の規定により当該都市計画の図書を熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域（市街化区域に編入する区域）
 嘉島町大字井寺字小迫原、大字井寺字町頭、大字井寺字飯田溝及び大字井寺字遠見塚の各全域、大字井寺字山犬迫、大字井寺字水足、大字井寺字亀ノ甲、大字井寺字内野、大字井寺字弥四郎、大字井寺字登り立、大字井寺字上官塚、大字井寺字梶山、大字井寺字山ノ上、大字井寺字向平及び大字井寺字古閑鶴の各一部、大字北甘木字塔ノ木及び大字北甘木字豆坂の各全域、大字北甘木字剣原、大字北甘木字小迫原、大字北甘木字松木迫、大字北甘木字平ノ上、大字北甘木字紫原、大字北甘木字楡本、大字北甘木字飯田溝、大字北甘木字亀ノ甲、大字北甘木字石塚及び大字北甘木字笈ノ瀬の各一部、大字下六嘉字圀の一部

熊本県告示第789号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画及び宇土都市計画下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市南区富合町廻江、清藤、志々水、古閑、田尻、新、榎津、木原、南田尻、平原、杉島及び御船手の各一部並びに宇土市築籠町、新松原町、旭町、三拾町、花園町、岩古曾町、善道寺町、境目町、松山町、伊無田町、栗崎町、神合町、石橋町、宮庄町、椿原町、馬之瀬町、花園台町、立岡町、松山町及び神馬町の各一部

熊本県告示第790号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 上益城郡甲佐町大字坂谷字辻841番3及び843番
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告**熊本県公告第474号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により玉名市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Y・uランド玉名
玉名市中字寺畑1686番地3
- 2 玉名市から聴取した意見の概要
小売業の地域密着型産業としての性質から、周辺地域の生活環境の保持のため、適切に対応すること。特に営業時間の延長については、周辺住民の生活に影響を及ぼす事項であるので、特段に配慮すること。
開店時刻については、店舗周辺が小・中・高校の通学路にもなっているため、搬入車両の通行は生徒の通学時間帯を極力避けた運行計画を実施し、十分な交通安全対策を図ること。
また、閉店時刻については、防災・防犯対策、騒音等の環境対策等に十分配慮し、万一不測の事態が生じた場合は、その都度誠意を持った対処を行うこと。
地域社会との融和を図る意味から、変更前に行っていたサービスや地域活動について継続し、積極的な地域貢献を行うこと。
法的に配慮を求めている事項についても、適切に対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成25年8月30日から平成25年9月30日まで

熊本県公告第475号

宇城市に事務所を置く小川町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	稲葉 勇児	宇城市小川町新田出1591番地

熊本県公告第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営画図東部地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営画図東部地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年9月2日から平成25年10月1日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第477号

公共測量を実施するので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営坂梨・古城地区基準点測量及び写真測量）	平成25年8月13日から 平成26年2月28日まで	阿蘇市一の宮町坂梨及び三野地内

熊本県公告第478号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により嘉島町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 農業振興地域名
嘉島農業振興地域
- 範囲
嘉島町大字上六嘉、下六嘉、下仲間及び犬淵の全域並びに大字上島、鯉、上仲間、北甘木及び井寺の一部
- 規模
1,486ヘクタール
- 区域の変更を必要とする理由
熊本都市計画区域の市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。
- 平面図
熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課及び嘉島町農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字充滿2572番4及び同2575番6
402.26平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4020番地1
甲斐 啓史

熊本県公告第480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市上生字前田1052番3の一部及び同1052番6
474.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1973番地1
角田 達郎

熊本県公告第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字山伏塚2045番1、同2045番5、同2046番5、同2046番
11、同2046番13及び同2579番8
2、787.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区出水三丁目10番35号
フリベリー不動産株式会社

熊本県公告第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字上長塚4955番84の一部
245.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市片角169番地3シャームゾン菊池201
島田 史一

熊本県公告第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字鶴2021番6
499.03平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋272番地1サンハイム須屋B棟103号
管澤 秀一

登載依頼**天草不知火海区漁業調整委員会指示第152号**

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年8月30日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 操業禁止区域
天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4、300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域
- 2 操業禁止期間

- 10月1日から翌年3月31日まで
3 指示の有効期間
平成25年9月1日から平成27年8月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第153号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、不知火海における第2種共同漁業、雑魚羽瀬漁業及び雑魚江羽瀬漁業において次のとおり保護区域を定める。

平成25年8月30日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 保護区域及び禁止漁業等
「羽瀬」の両手先を結んだ線と両袖とによって囲まれた海面内では、小型機船底びき網漁業、囲い刺し網漁業、えび流し網漁業、投網及び釣りをしてはならない。
- 2 指示の有効期間
平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

熊本県肝炎対策協議会公告第1号

熊本県肝炎対策協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年8月30日

熊本県肝炎対策協議会

- 1 開催日時
平成25年9月11日（水）
午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 201会議室
- 3 議題
(1) 熊本県における肝炎対策の現状について
(2) 平成24年度の肝炎対策の取組み結果について
(3) 平成25年度の取組み状況について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、協議会の許可を得た上で、協議会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症・新型インフルエンザ対策班
(電話096-333-2783)

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第37条の規定に基づき事業者に代わるものとして同条例第21条第2項の規定により（仮称）嘉島東部台地土地地区画整理事業に関する環境影響評価書を作成したので、同条例第23条の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年8月30日

嘉島町長 荒木 泰臣

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
(1) 名称 嘉島町
代表者氏名 嘉島町長 荒木 泰臣
(2) 所在地 上益城郡嘉島町上島530番地
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 (仮称) 嘉島東部台地土地地区画整理事業
(2) 種類 土地地区画整理事業
(3) 規模 約70.8ヘクタール
- 3 都市計画対象事業実施区域の位置
上益城郡嘉島町大字井寺、北甘木地内
- 4 関係地域の範囲
上益城郡嘉島町大字井寺、北甘木、下六嘉、上六嘉、上島、鯨

熊本市、上益城郡益城町及び御船町の各一部
5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

- ア 嘉島町役場（建設課都市計画係）
- イ 熊本市役所（7階環境政策課）
- ウ 益城町役場（企画財政課）
- エ 御船町役場（みず環境課）
- オ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）

(2) 期間 平成25年8月30日（金）から平成25年9月30日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで